

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（認可外保育施設 事業者向け）

別紙 2

※法人形態等により、活用可能な支援策は異なります。詳細は問合せ先へご確認ください。
 ※7月17日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトが問合せ先へご確認ください。

対象	名称	説明	問合せ先
売上が前年から半減した方に	持続化給付金	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、給付金を支給します。 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の方、令和2年1月～3月に創業した事業者の方も、新たに対象となります。 ・中小法人など：上限200万円、個人事業者など：上限100万円	持続化給付金事業コールセンター （経済産業省） TEL 0120-115-570
地代・家賃の負担を軽減したい方に	家賃支援給付金	5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。	家賃支援給付金コールセンター （経済産業省） TEL 0120-653-930
従業員の雇用の維持を図りたい方に	雇用調整助成金	事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置により、助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当などのうち最大10/10が助成されます。 ※この特例措置は令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間が対象です。	神奈川労働局 神奈川助成金センター（厚生労働省） TEL 045-277-8815 雇用調整助成金コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-60-3999
	緊急雇用安定助成金	休業手当の10/10補助（解雇等ない場合）日額8,330円まで（二次補正：日額15,000円までに拡充） 売上等5%減以上 雇用保険被保険者以外が対象（学生アルバイト等） コロナ特例期間は計画届は不要	
従業員に子どもがいる方に	小学校休業等対応助成金	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、労働者に有給の休暇を取得させた事業主に助成金が支給されます。 ・2月27日～3月31日に取得した休暇分について 日額8,330円（上限） 4月1日～9月30日に取得した休暇分について 日額15,000円（上限） ・申請期限 12月28日	学校等休業助成金・支援金コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-60-3999
フリーランスで子どものいる方に	小学校休業等対応支援金	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支援金が支給されます。 ・2月27日～3月31日の就業できなかった日について 日額4,100円（定額） 4月1日～9月30日の就業できなかった日について 日額7,500円（定額） ・申請期限 12月28日	学校等休業助成金・支援金コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-60-3999

商店街の方に	商店街等の活動支援一時金	商店街などに対し、個々のニーズに応じたさまざまな活動に充当できる一時金を交付します。 ・加盟店舗数×10万円 ・申請期限 7月31日	横浜市経済局商業振興課 TEL 045-671-3488 FAX 045-664-9533
	神奈川県商店街等再起支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体などの感染症拡大防止又は再起を図るための事業を支援します。 ・上限300万円 ・申請期限 7月22日（予算がなくなり次第締め切ります）	神奈川県産業労働局 中小企業部商業流通課 TEL 045-210-5612
小規模事業者の方に	小規模事業者支援一時金	「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で50万円以上、500万円以下の融資を受けた小規模事業者に対し一時金を交付します。 ・10万円 ・申請期限 令和3年3月5日（申込上限に達した場合は、申請期間締切前に終了となります）	小規模事業者支援一時金コールセンター（委託先：公益財団法人横浜企業経営支援財団） TEL 045-225-3725
	スタートアップ企業支援一時金	創業間もないIT、ライフサイエンス分野など、さまざまな分野でイノベーションを創出する市内スタートアップ企業に対し一時金を交付します。 ・10万円 ・申請期限 7月31日（交付の決定見込み数が200件に達した時点で締め切り） ・新たに個人事業者も対象になりました。	横浜市スタートアップ企業支援一時金事務局（委託先：株式会社ウィルパートナーズ） TEL 045-228-9404 E-Mail:yokohama-startup@willpartners.co.jp
医療機関、福祉・障害施設、救護施設の従事者の方に	医療事業者への慰労金	新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関などに勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金を給付します。 ・実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療を行った医療機関などの場合：20万円 ・上記以外の場合：10万円 それ以外の病院、診療所などに勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金を給付します。 ・5万円	神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 TEL 045-210-4874
	介護サービスを提供する方への慰労金	新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員に対して慰労金を支給します。 ・20万円 それ以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金を支給します。 ・5万円	詳細については、今後神奈川県ホームページに掲載予定です。
	障害福祉サービスを提供する方への慰労金	新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金を支給します。 ・20万円 それ以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金を支給します。 ・5万円	詳細については、今後神奈川県ホームページに掲載予定です。

医療機関、福祉・障害施設、 救護施設の従事者の方に	救護施設などの職員に対する慰労金	新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した救護施設に勤務し利用者と接する職員に慰労金を支給します。 ・20万円 それ以外の救護施設に勤務し利用者と接する職員に慰労金を給付します。 ・5万円	横浜市健康福祉局生活支援課 TEL 045-671-2404 FAX 045-641-0403
福祉関係施設・医療関係施設等の事業者の方に	福祉貸付事業・医療貸付事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対して、無担保・無利子で新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行います。	独立行政法人 福祉医療機構 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル TEL 0120-343-862 医療貸付専用ご相談フリーダイヤル TEL 0120-343-863
テレワークを導入する事業者の方に	職場環境向上支援助成金	テレワーク導入にかかるシステム整備費や、専門家への相談委託料などを助成します。 ・助成率1/2、上限30万円 ※新型コロナウイルス感染症特例申請は、助成率3/4、上限30万円 ・申請受付中 ※予算枠に達した時点で終了します	横浜市経済局経営・創業支援課 TEL 045-671-4236 FAX 045-664-4867
	働き方改革推進支援助成金	テレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。 ・助成率 3/4 (1人あたりの上限額：40万円、1企業あたりの上限額：300万円 ※成果目標達成の場合) ・申請期限 12月1日	テレワーク相談センター (厚生労働省) 0120-91-6479
生産性向上等を図りたい方に	中小企業生産性革命推進事業	生産性向上や制度変更への対応に取り組む中小企業者が利用できる補助金で、以下の3つがあります。 《ものづくり補助金》中小企業などが行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資などを支援します。 《小規模事業者持続化補助金》小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組などを支援します。 《IT導入補助金》中小企業などが行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得などの付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。	中小企業基盤整備機構企画部 生産性革命推進事業室 TEL 03-6459-0866
「新しい生活様式」に対応するための設備投資等を行いたい方に	中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業補助金	感染拡大防止や「新しい生活様式」へ対応するために、設備投資を行う市内中小企業に補助金を支給します。 ・補助率 設備・工事等の費用の90% ・補助額 (上限) 法人30万円、個人事業主15万円	中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業補助金コールセンター TEL 045-211-4493

SDGsを使って新たな事業を始めたい方に	SDGs bizサポート事業	市内に事業所がある法人、個人事業主が実施する、SDGsと「新しい生活様式」を両立する事業に対して必要経費を助成します。 ・1/2補助、上限200万円 ・申込期限 8月31日	横浜市温暖化対策統括本部 SDGs未来都市推進課 TEL 045- 671-4371 FAX 045-663-5110
市民公益活動を行う方に	市民公益活動緊急支援事業	市民の暮らしを支える地域の居場所づくりや高齢者の見守り、子ども食堂や親子サポートなど、公益性の高い活動を行う団体の活動の継続と今後の回復期を見据えた新たな事業展開を支援する助成金を交付します。 ・Aコース(市民公益活動を行う団体向け) : 対象事業経費の9/10、上限30万円 ・Bコース(中間支援組織向け) : 対象事業経費の9/10、上限100万円 ・事前相談受付 6月25日～7月22日、申請受付 7月8日～8月7日	横浜市市民協働推進センター TEL 045-671-4732 FAX 045-223-2888
中小企業者	セーフティネット保証	4号：100%保証 5号：80%保証 にて、金融機関から保証付き融資を受けられる。 4号：前年同月比売上20%減少以上等 5号：前年同月比売上5%減少以上等（参考：経済産業省HP） https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm	中小企業金融相談窓口 電話：03-3501-1544 中小企業庁事業環境部金融課 電話：03-3501-1511
資金繰りのため融資を受けた方に	横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子融資） ※セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を取得された事業者が対象	国の制度に基づく融資限度額4,000万円の当初3年間実質無利子の融資メニューです。	横浜市経済局金融課 TEL 045-671-2592 FAX 045-664-4867 ※融資のお申込みについては金融機関へお問い合わせください。
	新型コロナウイルス感染症緊急特別資金（売上15%以上減少型・別枠プラス） ※危機関連保証の認定を取得された事業者が対象	新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月間の売上高などが前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同期比で15%以上減少することが見込まれる事業者が対象です。	
	新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上20%以上減少型） ※セーフティネット保証4号の認定を取得された事業者が対象	新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月間の売上高などが前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同期比で20%以上減少することが見込まれる事業者が対象です。	

	新型コロナウイルス感染症対策特別資金 （売上5%以上減少型） <small>※セーフティネット保証5号の認定を取得された事業者が対象</small>	国が指定する業況の悪化している業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高などが前年同期比で5%以上減少している事業者が対象です。	
	経済変動対応資金 （新型コロナウイルス）	最近1か月の純売上高や売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している事業者が対象です。	
	日本政策金融公庫の融資	一時的に業況悪化をきしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	日本政策金融公庫各支店
資金繰りのため融資を受けたい方に	商工中金の融資	資金繰りに支障をきたしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金各支店
	税証明書発行手数料の減免	新型コロナウイルス感染症にかかる融資や貸付、各種支援制度などの手続きに使用する目的で申請された税証明書の発行手数料を無料とします。	各区役所税務課
納税が困難な方	税減免・納付猶予	固定資産税の猶予・減免等	国税局猶予相談センター 0120-948-271（東京国税局）
税金の申告・納付が困難な方に	事業所税の申告・納付期限の個別延長	本来の期限までに申告することが困難な場合、事業所税の申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	横浜市財政局法人課税課 TEL 045-671-4491 FAX 045-210-0481
	法人市民税の申告・納付期限の個別延長	本来の期限までに申告することが困難な場合、法人市民税の申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	横浜市財政局法人課税課 TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481
	国税の申告・納付期限の延長	法人税や消費税などを期限内に申告することが困難な方は、申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	各税務署

	徴収猶予（特例）	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、市税の納税が困難な方は、猶予を受けられることがあります。 ※ 申請期限は、納期限までとなります。	各区役所税務課収納担当 ※ 横浜市外所在の特別徴収義務者の方は、横浜市財政局納税管理課（滞納整理担当）045-671-3764 ※ 県税については各県税事務所へ ※ 国税については国税局猶予相談センター（東京国税局）0120-948-271
社会保険料の支払いが困難な方に	厚生年金保険料などの納付猶予	厚生年金保険料などの納付が困難な場合は、猶予を受けられることがあります。	各年金事務所
公共料金などの支払いが困難な方に	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	収入が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	横浜市水道局お客さまサービスセンター（水道料金及び水道料金とあわせて請求している下水道使用料） TEL 045-847-6262 FAX 045-848-4281 横浜市環境創造局経営課（井戸水に係る下水道使用料など、環境創造局で請求している下水道使用料） TEL 045-671-2826 FAX 045-663-0132
	電気・ガス料金の支払い猶予	電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
	通信料金の支払い猶予	通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
	勤労者福祉共済掛金の猶予	掛金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	横浜市経済局雇用労働課 TEL 045-671-2343 FAX 045-664-9188

◆相談先一覧

資金繰りや経営安定に関する相談	<u>横浜市経済局金融課相談認定係</u> TEL 045-662-6631 FAX 045-651-3518
経営全般に関する相談	<u>公益財団法人横浜企業経営支援財団</u> TEL 045-225-3711
信用保証に関する相談	<u>横浜市信用保証協会</u> TEL 045-662-6623
労働に関する相談	<u>かながわ労働センター</u> <u>コロナ労働相談専用ダイヤル（コロナ労働相談110番）</u> TEL 045-662-8110
NPO法人の運営・活動に関する相談	<u>横浜市市民協働推進センター</u> TEL 045-671-4732 FAX 045-233-2888

※国の支援策、相談窓口については、首相官邸のサイトをご確認ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html

※県の支援策、相談窓口については、神奈川県サイトをご確認ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-ing

※そのほか、経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」なども適宜ご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

※融資については、上記経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」の【政府系融資／一般】もご参照ください。